

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年5月12日

①学校名:	国立大学法人滋賀医科大学 大学(国立)		②所在地:	滋賀県大津市瀬田月輪町	
③課程名:	看護師特定行為研修(在宅・慢性期領域)				
④正規課程／ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	5名	⑥期間:	1年
⑦責任者:	滋賀医科大学看護師特定行為研修センター長 北川裕利		⑧開設年月日:	令和5年4月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	特定行為研修による看護師の養成(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行に基づく)				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	・学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 ・保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。 ・保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 国の定める特定行為について、看護師は手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録)に基づき、当該行為を実施することができる。 【共通科目】 ・重要な病態の変化や疾患を包括的かつ迅速にアセスメントする基本的能力を修得する。 ・必要な治療を理解し、適切なケアへとつなげる基本的能力を修得する。 ・患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を修得する。 ・問題解決に向け、多職種と効果的に協働する能力を修得する。 ・自らの看護実践を振り返り、標準化する能力を修得する。 【区分別科目】 ・当該特定行為を実施するために必要な知識、技術及び態度の基礎を修得する。 ・医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断から実施、報告までの一連の過程を適切に行うための基礎的実践能力を修得する。				
	(得られる能力) 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連、ろう孔管理関連、創傷管理関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連に関し手順書に基づき実施できる。				
⑭教育課程:	1) 共通して学ぶ共通科目(必修) 261時間: ・臨床病態生理学 31時間 ・臨床推論 51時間 ・フィジカルアセスメント 46時間 ・臨床薬理学 45時間 ・疾病・臨床病態概論 42.5時間 ・医療安全学・特定行為実践 45.5時間 2) 区分別科目(必修) 91時間: ・呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 13.5時間 ・ろう孔管理関連 25.5時間 ・創傷管理関連 35.5時間 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 16.5時間 本研修は、厚生労働省が在宅・慢性期領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いとされる特定行為をパッケージ化した教育課程である。療養が長期にわたる患者や、最期まで自宅または施設等で療養する患者に対し、柔軟な対応が可能となることを目的としている。 研修は、講義、演習および実習により実施する。各科目はe-learningおよび対面形式により履修し、筆記試験ならびに科目に応じたOSCEに合格した後、患者を対象とした実習を行う。 共通科目では基礎的知識を修得し、区分別科目においては、看護師が手順書に基づき特定行為を実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	1) ⑭の教育課程をすべて履修し、筆記試験に合格すること。 2) 1)の後、科目に応じて実技試験(OSCE)に合格すること。 3) 1)及び2)(該当する場合)の後、患者を対象とした実習における観察評価に合格すること。				
⑯修了時に付与される学位・資格等:	研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。また、修了時に厚生労働省指定の修了証と履修証明書を交付する。				

⑰総授業時数:	352	時間	⑱要件該当 授業時数:	352	時間	⑲要件該当授業時数 ／総授業時数:	100	%
⑳該当要件	企業等 双方向 実務家 ○ 実地							
㉑成績評価の方法:	・筆記試験、実技試験(OSCE) ・観察評価:患者を対象とした実習において、医療面接、身体診察、臨床判断、手技(技能)について、評価基準に基づき指導者による評価を受ける。							
㉒自己点検・評価の方法:	・学校教育法109条第1項に定めるとおり、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。 ・厚生労働省による特定行為研修指定研修機関の指定を受けている(平成28年2月10日付け)。 ・毎年特定行為研修に関する年次報告書を厚生労働省あてに提出している。 ・外部学識経験者を含めた研修管理委員会を設置している。							
㉓修了者の状況に係る効果検証の方法:	本学附属病院における特定行為については、特定行為業務管理委員会を設置し、研修修了後の実施状況等の審議・報告を通じて効果検証を行っている。 また、好事例の紹介や実践報告の機会を設けることにより、地域における研修修了者の活動状況の把握し効果検証につなげている。							
㉔企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会において意見交換をすることにより、教育課程の編成に企業等外部の意見を取り入れる。							
	(自己点検・評価) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会(会議)において意見交換をすることにより、自己点検・評価を行い、企業等の意見を取り入れる。							
㉕社会人が受講しやすい工夫:	・e-learning導入							
㉖ホームページ:	(URL) http://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/							

事務担当者名①	須戸 絢加	担当部署:	滋賀医科大学クオリティマネジメント課病院研修係
事務担当者名②	岡田 理紗子		
事務担当者 連絡先:	(電話番号)	077-548-3573	
	(担当係E-mail)	tokutei@belle.shiga-med.ac.jp	
	(担当者①E-mail)		
	(担当者②E-mail)		

- * パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
- * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年5月12日

①学校名:	国立大学法人滋賀医科大学 大学(国立)		②所在地:	滋賀県大津市瀬田月輪町	
③課程名:	看護師特定行為研修(外科術後病棟管理領域)				
④正規課程／ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	5名	⑥期間:	1年
⑦責任者:	滋賀医科大学看護師特定行為研修センター長 北川裕利		⑧開設年月日:	令和5年4月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	特定行為研修による看護師の養成(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行に基づく)				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	- 学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 - 保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。 - 保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 国の定める特定行為について、看護師は手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録)に基づき、当該行為を実施することができる。 【共通科目】 - 重要な病態の変化や疾患を包括的かつ迅速にアセスメントする基本的能力を修得する。 - 必要な治療を理解し、適切なケアへとつなげる基本的能力を修得する。 - 患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を修得する。 - 問題解決に向け、多職種と効果的に協働する能力を修得する。 - 自らの看護実践を振り返り、標準化する能力を修得する。 【区分別科目】 - 当該特定行為を実施するために必要な知識、技術及び態度の基礎を修得する。 - 医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断から実施、報告までの一連の過程を適切に行うための基礎的実践能力を修得する。 (得られる能力) 呼吸器(気道確保に係るもの)関連、呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連、胸腔ドレーン管理関連、腹腔ドレーン管理関連、栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連、栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連、創部ドレーン管理関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、術後疼痛管理関連、循環動態に係る薬剤投与関連に関し手順書に基づき実施できる。				
⑭教育課程:	1) 共通して学ぶ共通科目(必修) 261時間: - 臨床病態生理学 31時間 - 臨床推論 51時間 - フィジカルアセスメント 46時間 - 臨床薬理学 45時間 - 疾病・臨床病態概論 42.5時間 - 医療安全学・特定行為実践 45.5時間 2) 特定行為毎に学ぶ区分別科目(必修) 176.5時間: - 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 16時間 - 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 19時間 - 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 13.5時間 - 胸腔ドレーン管理関連 18時間 - 腹腔ドレーン管理関連 10.5時間 - 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連 9.5時間 - 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連 13.5時間 - 創部ドレーン管理関連 7.5時間 - 動脈血液ガス分析関連 17時間 - 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 18時間 - 術後疼痛管理関連 11時間 - 循環動態に係る薬剤投与関連 23時間 本研修は、厚生労働省が外科手術後病棟管理領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いとされる特定行為をパッケージ化した教育課程である。 研修は、講義、演習および実習により実施する。各科目はe-learningおよび対面形式により履修し、筆記試験ならびに科目に応じたOSCEに合格した後、患者を対象とした実習を行う。 共通科目では基礎的知識を修得し、区分別科目においては、看護師が手順書に基づき特定行為を実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。				

⑮修了要件(修了授業時数等):	1)⑭の教育課程をすべて履修し、筆記試験に合格すること。 2)1)の後、科目に応じて実技試験(OSCE)に合格すること。 3)1)及び2)(該当する場合)の後、患者を対象とした実習における観察評価に合格すること。					
⑯修了時に付与される学位・資格等:	研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。また、修了時に厚生労働省指定の修了証と履修証明書を交付する。					
⑰総授業時数:	437.5	時間	⑱要件該当授業時数:	437.5	時間	⑲要件該当授業時数／総授業時数: 100 %
⑲該当要件	企業等	双方向	実務家	○	実地	
⑳成績評価の方法:	・筆記試験、実技試験(OSCE) ・観察評価:患者を対象とした実習において、医療面接、身体診察、臨床判断、手技(技能)について、評価基準に基づき指導者による評価を受ける。					
㉑自己点検・評価の方法:	・学校教育法109条第1項に定めるとおり、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。 ・厚生労働省による特定行為研修指定研修機関の指定を受けている(平成28年2月10日付け)。 ・毎年特定行為研修に関する年次報告書を厚生労働省あてに提出している。 ・外部学識経験者を含めた研修管理委員会を設置している。					
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	本学附属病院における特定行為については、特定行為業務管理委員会を設置し、研修修了後の実施状況等の審議・報告を通じて効果検証を行っている。 また、好事例の紹介や実践報告の機会を設けることにより、地域における研修修了者の活動状況の把握し効果検証につなげている。					
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会において意見交換をすることにより、教育課程の編成に企業等外部の意見を取り入れる。 (自己点検・評価) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会(会議)において意見交換をすることにより、自己点検・評価を行い、企業等の意見を取り入れる。					
㉔社会人が受講しやすい工夫:	・e-learning導入					
㉕ホームページ:	(URL) http://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/					

事務担当者名①	須戸 絢加	担当部署:	滋賀医科大学クオリティマネジメント課病院研修係
事務担当者名②	岡田 理紗子		
事務担当者 連絡先:	(電話番号)	077-548-3573	
	(担当係E-mail)	tokutei@belle.shiga-med.ac.jp	
	(担当者①E-mail)		
	(担当者②E-mail)		

- * パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
 * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年5月12日

①学校名:	国立大学法人滋賀医科大学 大学(国立)		②所在地:	滋賀県大津市瀬田月輪町	
③課程名:	看護師特定行為研修(周術期麻酔管理領域)				
④正規課程/ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	5名	⑥期間:	1年
⑦責任者:	滋賀医科大学看護師特定行為研修センター長 北川裕利		⑧開設年月日:	令和5年4月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	特定行為研修による看護師の養成(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行に基づく)				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	- 学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 - 保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。 - 保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 国の定める特定行為について、看護師は手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録)に基づき、当該行為を実施することができる。 【共通科目】 - 重要な病態の変化や疾患を包括的かつ迅速にアセスメントする基本的能力を修得する。 - 必要な治療を理解し、適切なケアへとつなげる基本的能力を修得する。 - 患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を修得する。 - 問題解決に向け、多職種と効果的に協働する能力を修得する。 - 自らの看護実践を振り返り、標準化する能力を修得する。 【区分別科目】 - 当該特定行為を実施するために必要な知識、技術及び態度の基礎を修得する。 - 医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断から実施、報告までの一連の過程を適切に行うための基礎的実践能力を修得する。				
	(得られる能力) 呼吸器(気道確保に係るもの)関連、呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、術後疼痛管理関連、循環動態に係る薬剤投与関連に関し手順書に基づき実施できる。				
⑭教育課程:	1)共通して学ぶ共通科目(必修) 261時間: ・臨床病態生理学 31時間 ・臨床推論 51時間 ・フィジカルアセスメント 46時間 ・臨床薬理学 45時間 ・疾病・臨床病態概論 42.5時間 ・医療安全学・特定行為実践 45.5時間 2)特定行為毎に学ぶ区分別科目(必修) 105時間: ・呼吸器(気道確保に係るもの)関連 16時間 ・呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 19時間 ・動脈血液ガス分析関連 25時間 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連16.5時間 ・術後疼痛管理関連 11時間 ・循環動態に係る薬剤投与関連 17.5時間 本研修は、厚生労働省が周術期麻酔管理領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いとされる特定行為をパッケージ化した教育課程である。 研修は、講義、演習および実習により実施する。各科目はe-learningおよび対面形式により履修し、筆記試験ならびに科目に応じたOSCEに合格した後、患者を対象とした実習を行う。 共通科目では基礎的知識を修得し、区分別科目においては、看護師が手順書に基づき特定行為を実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	1)⑭の教育課程をすべて履修し、筆記試験に合格すること。 2)1)の後、科目に応じて実技試験(OSCE)に合格すること。 3)1)及び2)(該当する場合)の後、患者を対象とした実習における観察評価に合格すること。				

⑰総授業時数:	366	時間	⑱要件該当 授業時数:	366	時間	⑲要件該当授業時数 ／総授業時数:	100	%
⑳該当要件	企業等 双方向 実務家 ○ 実地							
㉑成績評価の方法:	・筆記試験、実技試験(OSCE) ・観察評価:患者を対象とした実習において、医療面接、身体診察、臨床判断、手技(技能)について、評価基準に基づき指導者による評価を受ける。							
㉒自己点検・評価の方法:	・学校教育法109条第1項に定めるとおり、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。 ・厚生労働省による特定行為研修指定研修機関の指定を受けている(平成28年2月10日付け)。 ・毎年特定行為研修に関する年次報告書を厚生労働省あてに提出している。 ・外部学識経験者を含めた研修管理委員会を設置している。							
㉓修了者の状況に係る効果検証の方法:	本学附属病院における特定行為については、特定行為業務管理委員会を設置し、研修修了後の実施状況等の審議・報告を通じて効果検証を行っている。 また、好事例の紹介や実践報告の機会を設けることにより、地域における研修修了者の活動状況の把握し効果検証につなげている。							
㉔企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会において意見交換をすることにより、教育課程の編成に企業等外部の意見を取り入れる。							
	(自己点検・評価) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会(会議)において意見交換をすることにより、自己点検・評価を行い、企業等の意見を取り入れる。							
㉕社会人が受講しやすい工夫:	・e-learning導入							
㉖ホームページ:	(URL) http://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/							

事務担当者名①	須戸 絢加	担当部署:	滋賀医科大学クオリティマネジメント課病院研修係
事務担当者名②	岡田 理紗子		
事務担当者 連絡先:	(電話番号)	077-548-3573	
	(担当係E-mail)	tokutei@belle.shiga-med.ac.jp	
	(担当者①E-mail)		
	(担当者②E-mail)		

- * パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
- * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年5月12日

①学校名:	国立大学法人滋賀医科大学	大学(国立)	②所在地:	滋賀県大津市瀬田月輪町	
③課程名:	看護師特定行為研修(救急領域)				
④正規課程／ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	5名	⑥期間:	1年
⑦責任者:	滋賀医科大学看護師特定行為研修センター長 北川裕利		⑧開設年月日:	令和5年4月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	特定行為研修による看護師の養成(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行に基づく)				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	- 学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 - 保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。 - 保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 国の定める特定行為について、看護師は手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録)に基づき、当該行為を実施することができる。 【共通科目】 - 重要な病態の変化や疾患を包括的かつ迅速にアセスメントする基本的能力を修得する。 - 必要な治療を理解し、適切なケアへとつなげる基本的能力を修得する。 - 患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を修得する。 - 問題解決に向け、多職種と効果的に協働する能力を修得する。 - 自らの看護実践を振り返り、標準化する能力を修得する。 【区分別科目】 - 当該特定行為を実施するために必要な知識、技術及び態度の基礎を修得する。 - 医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断から実施、報告までの一連の過程を適切に行うための基礎的実践能力を修得する。 (得られる能力) 呼吸器(気道確保に係るもの)関連、呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連に関し手順書に基づき実施できる。				
⑭教育課程:	1)共通して学ぶ共通科目(必修) 261時間: - 臨床病態生理学 31時間 - 臨床推論 51時間 - フィジカルアセスメント 46時間 - 臨床薬理学 45時間 - 疾病・臨床病態概論 42.5時間 - 医療安全学・特定行為実践 45.5時間 2)特定行為毎に学ぶ区分別科目(必修) 112.5時間: - 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 16時間 - 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 32時間 - 動脈血液ガス分析関連 25時間 - 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 16.5時間 - 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 23時間 本研修は、厚生労働省が救急領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いとされる特定行為をパッケージ化した教育課程である。 研修は、講義、演習および実習により実施する。各科目はe-learningおよび対面形式により履修し、筆記試験ならびに科目に応じたOSCEに合格した後、患者を対象とした実習を行う。 共通科目では基礎的知識を修得し、区分別科目においては、看護師が手順書に基づき特定行為を実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。				
⑮修了要件(修 了授業時数等):	1)⑭の教育課程をすべて履修し、筆記試験に合格すること。 2)1)の後、科目に応じて実技試験(OSCE)に合格すること。 3)1)及び2)(該当する場合)び後、患者を対象とした実習における観察評価に合格すること。				

⑯修了時に付与される学位・資格等:	研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。また、修了時に厚生労働省指定の修了証と履修証明書を交付する。				
⑰総授業時数:	373.5	時間	⑱要件該当授業時数: 373.5	時間	⑲要件該当授業時数／総授業時数: 100 %
⑳該当要件	企業等 双方向 実務家 ○ 実地				
㉑成績評価の方法:	・筆記試験、実技試験(OSCE) ・観察評価:患者を対象とした実習において、医療面接、身体診察、臨床判断、手技(技能)について、評価基準に基づき指導者による評価を受ける。				
㉒自己点検・評価の方法:	・学校教育法109条第1項に定めるとおり、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。 ・厚生労働省による特定行為研修指定研修機関の指定を受けている(平成28年2月10日付け)。 ・毎年特定行為研修に関する年次報告書を厚生労働省あてに提出している。 ・外部学識経験者を含めた研修管理委員会を設置している。				
㉓修了者の状況に係る効果検証の方法:	本学附属病院における特定行為については、特定行為業務管理委員会を設置し、研修修了後の実施状況等の審議・報告を通じて効果検証を行っている。 また、好事例の紹介や実践報告の機会を設けることにより、地域における研修修了者の活動状況の把握し効果検証につなげている。				
㉔企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会において意見交換をすることにより、教育課程の編成に企業等外部の意見を取り入れる。				
	(自己点検・評価) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会(会議)において意見交換をすることにより、自己点検・評価を行い、企業等の意見を取り入れる。				
㉕社会人が受講しやすい工夫:	・e-learning導入				
㉖ホームページ:	(URL) http://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/				

事務担当者名①	須戸 絢加	担当部署:	滋賀医科大学クオリティマネジメント課病院研修係
事務担当者名②	岡田 理紗子		
事務担当者連絡先:	(電話番号)	077-548-3573	
	(担当係E-mail)	tokutei@belle.shiga-med.ac.jp	
	(担当者①E-mail)		
	(担当者②E-mail)		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
 * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年5月12日

①学校名:	国立大学法人滋賀医科大学 大学(国立)		②所在地:	滋賀県大津市瀬田月輪町	
③課程名:	看護師特定行為研修(外科系基本領域)				
④正規課程／ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	5名	⑥期間:	1年
⑦責任者:	滋賀医科大学看護師特定行為研修センター長 北川裕利		⑧開設年月日:	令和5年4月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	特定行為研修による看護師の養成(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行に基づく)				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	- 学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 - 保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。 - 保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 国の定める特定行為について、看護師は手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録)に基づき、当該行為を実施することができる。 【共通科目】 - 重要な病態の変化や疾患を包括的かつ迅速にアセスメントする基本的能力を修得する。 - 必要な治療を理解し、適切なケアへとつなげる基本的能力を修得する。 - 患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を修得する。 - 問題解決に向け、多職種と効果的に協働する能力を修得する。 - 自らの看護実践を振り返り、標準化する能力を修得する。 【区分別科目】 - 当該特定行為を実施するために必要な知識、技術及び態度の基礎を修得する。 - 医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断から実施、報告までの一連の過程を適切に行うための基礎的実践能力を修得する。 (得られる能力) 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連、創傷管理関連、創部ドレーン管理関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、感染に係る薬剤投与関連、術後疼痛管理関連に関し手順書に基づき実施できる。				
⑭教育課程:	1)共通して学ぶ共通科目(必修) 261時間: - 臨床病態生理学 31時間 - 臨床推論 51時間 - フィジカルアセスメント 46時間 - 臨床薬理学 45時間 - 疾病・臨床病態概論 42.5時間 - 医療安全学・特定行為実践 45.5時間 2)特定行為毎に学ぶ区分別科目(必修) 129時間: - 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連 9.5時間 - 創傷管理関連 35.5時間 - 創部ドレーン管理関連 7.5時間 - 動脈血液ガス分析関連 17時間 - 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 16.5時間 - 感染に係る薬剤投与関連 32時間 - 術後疼痛管理関連 11時間 本研修は、厚生労働省が外科領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いとされる特定行為をパッケージ化した教育課程である。研修は、講義、演習および実習により実施する。各科目はe-learningおよび対面形式により履修し、筆記試験ならびに科目に応じたOSCEに合格した後、患者を対象とした実習を行う。 共通科目では基礎的知識を修得し、区分別科目においては、看護師が手順書に基づき特定行為を実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	1)⑭の教育課程をすべて履修し、筆記試験に合格すること。 2)1)の後、科目に応じて実技試験(OSCE)に合格すること。 3)1)及び2)(該当する場合)の後、患者を対象とした実習における観察評価に合格すること。				

⑯修了時に付与される学位・資格等:	研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。また、修了時に厚生労働省指定の修了証と履修証明書を交付する。					
⑰総授業時数:	390	時間	⑱要件該当授業時数:	390 時間	⑲要件該当授業時数／総授業時数:	100 %
⑳該当要件	企業等 双方向 実務家 ○ 実地					
㉑成績評価の方法:	・筆記試験、実技試験(OSCE) ・観察評価:患者を対象とした実習において、医療面接、身体診察、臨床判断、手技(技能)について、評価基準に基づき指導者による評価を受ける。					
㉒自己点検・評価の方法:	・学校教育法109条第1項に定めるとおり、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。 ・厚生労働省による特定行為研修指定研修機関の指定を受けている(平成28年2月10日付け)。 ・毎年特定行為研修に関する年次報告書を厚生労働省あてに提出している。 ・外部学識経験者を含めた研修管理委員会を設置している。					
㉓修了者の状況に係る効果検証の方法:	本学附属病院における特定行為については、特定行為業務管理委員会を設置し、研修修了後の実施状況等の審議・報告を通じて効果検証を行っている。 また、好事例の紹介や実践報告の機会を設けることにより、地域における研修修了者の活動状況の把握し効果検証につなげている。					
㉔企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会において意見交換をすることにより、教育課程の編成に企業等外部の意見を取り入れる。					
	(自己点検・評価) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会(会議)において意見交換をすることにより、自己点検・評価を行い、企業等の意見を取り入れる。					
㉕社会人が受講しやすい工夫:	・e-learning導入					
㉖ホームページ:	(URL) http://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/					

事務担当者名①	須戸 絢加	担当部署:	滋賀医科大学クオリティマネジメント課病院研修係
事務担当者名②	岡田 理紗子		
事務担当者連絡先:	(電話番号)	077-548-3573	
	(担当係E-mail)	tokutei@belle.shiga-med.ac.jp	
	(担当者①E-mail)		
	(担当者②E-mail)		

- * パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
- * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年5月12日

①学校名:	国立大学法人滋賀医科大学 大学(国立)		②所在地:	滋賀県大津市瀬田月輪町	
③課程名:	看護師特定行為研修(集中治療領域)				
④正規課程／ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	5名	⑥期間:	1年
⑦責任者:	滋賀医科大学看護師特定行為研修センター長 北川裕利		⑧開設年月日:	令和5年4月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	特定行為研修による看護師の養成(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行に基づく)				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	- 学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 - 保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。 - 保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 国の定める特定行為について、看護師は手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録)に基づき、当該行為を実施することができる。 【共通科目】 - 重要な病態の変化や疾患を包括的かつ迅速にアセスメントする基本的能力を修得する。 - 必要な治療を理解し、適切なケアへとつなげる基本的能力を修得する。 - 患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を修得する。 - 問題解決に向け、多職種と効果的に協働する能力を修得する。 - 自らの看護実践を振り返り、標準化する能力を修得する。 【区分別科目】 - 当該特定行為を実施するために必要な知識、技術及び態度の基礎を修得する。 - 医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断から実施、報告までの一連の過程を適切に行うための基礎的実践能力を修得する。				
	(得られる能力) 呼吸器(気道確保に係るもの)関連、呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、循環器関連、栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連、動脈血液ガス分析関連、循環動態に係る薬剤投与関連に関し手順書に基づき実施できる。				
⑭教育課程:	1)共通して学ぶ共通科目(必修) 261時間: ・臨床病態生理学 31時間 ・臨床推論 51時間 ・フィジカルアセスメント 46時間 ・臨床薬理学 45時間 ・疾病・臨床病態概論 42.5時間 ・医療安全学・特定行為実践 45.5時間 2)特定行為毎に学ぶ区分別科目(必修) 107時間: ・呼吸器(気道確保に係るもの)関連 16時間 ・呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 25.5時間 ・循環器関連 10.5時間 ・栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連 9.5時間 ・動脈血液ガス分析関連 17時間 ・循環動態に係る薬剤投与関連 28.5時間 本研修は、厚生労働省が集中治療領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いとされる特定行為をパッケージ化した教育課程である。 研修は、講義、演習および実習により実施する。各科目はe-learningおよび対面形式により履修し、筆記試験ならびに科目に応じたOSCEに合格した後、患者を対象とした実習を行う。 共通科目では基礎的知識を修得し、区分別科目においては、看護師が手順書に基づき特定行為を実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	1)⑭の教育課程をすべて履修し、筆記試験に合格すること。 2)1)の後、科目に応じて実技試験(OSCE)に合格すること。 3)1)及び2)(該当する場合)の後、患者を対象とした実習における観察評価に合格すること。				

⑯修了時に付与される学位・資格等:	研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。また、修了時に厚生労働省指定の修了証と履修証明書を交付する。					
⑰総授業時数:	368	時間	⑱要件該当授業時数:	368 時間	⑲要件該当授業時数／総授業時数:	100 %
⑳該当要件	企業等 双方向 実務家 ○ 実地					
㉑成績評価の方法:	・筆記試験、実技試験(OSCE) ・観察評価:患者を対象とした実習において、医療面接、身体診察、臨床判断、手技(技能)について、評価基準に基づき指導者による評価を受ける。					
㉒自己点検・評価の方法:	・学校教育法109条第1項に定めるとおり、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。 ・厚生労働省による特定行為研修指定研修機関の指定を受けている(平成28年2月10日付け)。 ・毎年特定行為研修に関する年次報告書を厚生労働省あてに提出している。 ・外部学識経験者を含めた研修管理委員会を設置している。					
㉓修了者の状況に係る効果検証の方法:	本学附属病院における特定行為については、特定行為業務管理委員会を設置し、研修修了後の実施状況等の審議・報告を通じて効果検証を行っている。 また、好事例の紹介や実践報告の機会を設けることにより、地域における研修修了者の活動状況の把握し効果検証につなげている。					
㉔企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会において意見交換をすることにより、教育課程の編成に企業等外部の意見を取り入れる。					
	(自己点検・評価) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会(会議)において意見交換をすることにより、自己点検・評価を行い、企業等の意見を取り入れる。					
㉕社会人が受講しやすい工夫:	・e-learning導入					
㉖ホームページ:	(URL) http://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/					

事務担当者名①	須戸 絢加	担当部署:	滋賀医科大学クオリティマネジメント課病院研修係
事務担当者名②	岡田 理紗子		
事務担当者連絡先:	(電話番号)	077-548-3573	
	(担当係E-mail)	tokutei@belle.shiga-med.ac.jp	
	(担当者①E-mail)		
	(担当者②E-mail)		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
 * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年5月12日

①学校名:	国立大学法人滋賀医科大学 大学(国立)		②所在地:	滋賀県大津市瀬田月輪町	
③課程名:	看護師特定行為研修(急性期・周麻酔クラス)				
④正規課程／ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	10名	⑥期間:	1年
⑦責任者:	滋賀医科大学看護師特定行為研修センター長 北川裕利		⑧開設年月日:	令和5年4月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	特定行為研修による看護師の養成(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行に基づく)				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	・学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 ・保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。 ・保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 国の定める特定行為について、看護師は手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録)に基づき、当該行為を実施することができる。 【共通科目】 ・重要な病態の変化や疾患を包括的かつ迅速にアセスメントする基本的能力を修得する。 ・必要な治療を理解し、適切なケアへとつなげる基本的能力を修得する。 ・患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を修得する。 ・問題解決に向け、多職種と効果的に協働する能力を修得する。 ・自らの看護実践を振り返り、標準化する能力を修得する。 【区分別科目】 ・当該特定行為を実施するために必要な知識、技術及び態度の基礎を修得する。 ・医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断から実施、報告までの一連の過程を適切に行うための基礎的実践能力を修得する。 (得られる能力) 呼吸器(気道確保に係るもの)関連、呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連、循環器関連、心臓ドレーン管理関連、胸腔ドレーン管理関連、腹腔ドレーン管理関連、栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連、栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連、創傷管理関連、創部ドレーン管理関連、動脈血液ガス分析関連、透析管理関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、感染に係る薬剤投与関連、血糖コントロールに係る薬剤投与関連、術後疼痛管理関連、循環動態に係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連、皮膚損傷に係る薬剤投与関連に関し手順書に基づき実施できる。				

⑭教育課程:	1)共通して学ぶ共通科目(必修) 261時間: ・臨床病態生理学 31時間 ・臨床推論 51時間 ・フィジカルアセスメント 46時間 ・臨床薬理学 45時間 ・疾病・臨床病態概論 42.5時間 ・医療安全学・特定行為実践 45.5時間 2)特定行為区分毎に学ぶ区分別科目(選択) 431.5時間: ・呼吸器(気道確保に係るもの)関連 16時間 ・呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 32時間 ・呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 13.5時間 ・循環器関連 26.5時間 ・心臓ドレーン管理関連 10.5時間 ・胸腔ドレーン管理関連 18時間 ・腹腔ドレーン管理関連 10.5時間 ・栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連 9.5時間 ・栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連 13.5時間 ・創傷管理関連 47.5時間 ・創部ドレーン管理関連 7.5時間 ・動脈血液ガス分析関連 25時間 ・透析管理関連 14時間 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 26時間 ・感染に係る薬剤投与関連 32時間 ・血糖コントロールに係る薬剤投与関連 18.5時間 ・術後疼痛管理関連 11時間 ・循環動態に係る薬剤投与関連 39.5時間 ・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 41時間 ・皮膚損傷に係る薬剤投与関連 19.5時間 研修は、講義、演習および実習により実施する。各科目はe-learningおよび対面形式により履修し、筆記試験ならびに科目に応じたOSCEに合格した後、患者を対象とした実習を行う。 共通科目では基礎的知識を修得し、区分別科目においては、看護師が手順書に基づき特定行為を実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。							
	1)⑭の教育課程をすべて履修し、筆記試験に合格すること。 2)1)の後、科目に応じて実技試験(OSCE)に合格すること。 3)1)及び2)(該当する場合)の後、患者を対象とした実習における観察評価に合格すること。							
⑮修了要件(修了授業時数等):	研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。また、修了時に厚生労働省指定の修了証と履修証明書を交付する。							
⑯修了時に付与される学位・資格等:								
⑰総授業時数:	692.5	時間	⑱要件該当授業時数:	692.5	時間	⑲要件該当授業時数／総授業時数:	100	%
⑲該当要件	企業等	双方向	実務家	○	実地			
⑳成績評価の方法:	・筆記試験、実技試験(OSCE) ・観察評価:患者を対象とした実習において、医療面接、身体診察、臨床判断、手技(技能)について、評価基準に基づき指導者による評価を受ける。							
㉑自己点検・評価の方法:	・学校教育法109条第1項に定めるとおり、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。 ・厚生労働省による特定行為研修指定研修機関の指定を受けている(平成28年2月10日付け)。 ・毎年特定行為研修に関する年次報告書を厚生労働省あてに提出している。 ・外部学識経験者を含めた研修管理委員会を設置している。							
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	本学附属病院における特定行為については、特定行為業務管理委員会を設置し、研修修了後の実施状況等の審議・報告を通じて効果検証を行っている。 また、好事例の紹介や実践報告の機会を設けることにより、地域における研修修了者の活動状況の把握し効果検証につなげている。							
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会において意見交換をすることにより、教育課程の編成に企業等外部の意見を取り入れる。							
	(自己点検・評価) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会(会議)において意見交換をすることにより、自己点検・評価を行い、企業等の意見を取り入れる。							
㉔社会人が受講しやすい工夫:	・e-learning導入							
㉕ホームページ:	(URL) http://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/							

事務担当者名①	須戸 絢加	担当部署：	滋賀医科大学クオリティマネジメント課病院研修係
事務担当者名②	岡田 理紗子		
事務担当者 連絡先：	(電話番号)	077-548-3573	
	(担当係E-mail)	tokutei@belle.shiga-med.ac.jp	
	(担当者①E-mail)		
	(担当者②E-mail)		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
 * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年5月12日

①学校名:	国立大学法人滋賀医科大学 大学(国立)		②所在地:	滋賀県大津市瀬田月輪町	
③課程名:	看護師特定行為研修(慢性期・在宅クラス)				
④正規課程／ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	10名	⑥期間:	1年
⑦責任者:	滋賀医科大学看護師特定行為研修センター長 北川裕利		⑧開設年月日:	令和5年4月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	特定行為研修による看護師の養成(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行に基づく)				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	・学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 ・保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。 ・保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 国の定める特定行為について、看護師は手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録)に基づき、当該行為を実施することができる。 【共通科目】 ・重要な病態の変化や疾患を包括的かつ迅速にアセスメントする基本的能力を修得する。 ・必要な治療を理解し、適切なケアへとつなげる基本的能力を修得する。 ・患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を修得する。 ・問題解決に向け、多職種と効果的に協働する能力を修得する。 ・自らの看護実践を振り返り、標準化する能力を修得する。 【区分別科目】 ・当該特定行為を実施するために必要な知識、技術及び態度の基礎を修得する。 ・医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断から実施、報告までの一連の過程を適切に行うための基礎的実践能力を修得する。 (得られる能力) 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連、ろう孔管理関連、栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連、栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連、創傷管理関連、創部ドレーン管理関連、動脈血液ガス分析関連、透析管理関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、感染に係る薬剤投与関連、血糖コントロールに係る薬剤投与関連、術後疼痛管理関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連、皮膚損傷に係る薬剤投与関連に関し手順書に基づき実施できる。				

⑭教育課程:	1) 共通して学ぶ共通科目(必修) 261時間: ・臨床病態生理学 31時間 ・臨床推論 51時間 ・フィジカルアセスメント 46時間 ・臨床薬理学 45時間 ・疾病・臨床病態概論 42.5時間 ・医療安全学・特定行為実践 45.5時間 2) 特定行為区分毎に学ぶ区分別科目(選択) 347.5時間: ・呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 32時間 ・呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 13.5時間 ・ろう孔管理関連 37時間 ・栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連 9.5時間 ・栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連 13.5時間 ・創傷管理関連 47.5時間 ・創部ドレーン管理関連 7.5時間 ・動脈血液ガス分析関連 25時間 ・透析管理関連 14時間 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 26時間 ・感染に係る薬剤投与関連 32時間 ・血糖コントロールに係る薬剤投与関連 18.5時間 ・術後疼痛管理関連 11時間 ・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 41時間 ・皮膚損傷に係る薬剤投与関連 19.5時間 研修は、講義、演習および実習により実施する。各科目はe-learningおよび対面形式により履修し、筆記試験ならびに科目に応じたOSCEに合格した後、患者を対象とした実習を行う。 共通科目では基礎的知識を修得し、区分別科目においては、看護師が手順書に基づき特定行為を実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。							
	⑮修了要件(修了授業時数等): 1) ⑭の教育課程をすべて履修し、筆記試験に合格すること。 2) 1)の後、科目に応じて実技試験(OSCE)に合格すること。 3) 1)及び2)(該当する場合)の後、患者を対象とした実習における観察評価に合格すること。							
⑯修了時に付与される学位・資格等:	研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。また、修了時に厚生労働省指定の修了証と履修証明書を交付する。							
⑰総授業時数:	608.5	時間	⑱要件該当授業時数:	608.5	時間	⑲要件該当授業時数／総授業時数:	100	%
⑲該当要件	企業等 双方向 実務家 ○ 実地							
⑳成績評価の方法:	・筆記試験、実技試験(OSCE) ・観察評価: 患者を対象とした実習において、医療面接、身体診察、臨床判断、手技(技能)について、評価基準に基づき指導者による評価を受ける。							
㉑自己点検・評価の方法:	・学校教育法109条第1項に定めるとおり、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。 ・厚生労働省による特定行為研修指定研修機関の指定を受けている(平成28年2月10日付け)。 ・毎年特定行為研修に関する年次報告書を厚生労働省あてに提出している。 ・外部学識経験者を含めた研修管理委員会を設置している。							
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	本学附属病院における特定行為については、特定行為業務管理委員会を設置し、研修修了後の実施状況等の審議・報告を通じて効果検証を行っている。 また、好事例の紹介や実践報告の機会を設けることにより、地域における研修修了者の活動状況の把握し効果検証につなげている。							
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会において意見交換をすることにより、教育課程の編成に企業等外部の意見を取り入れる。							
	(自己点検・評価) 医師、看護師、薬剤師、事務及び外部学識経験者により組織する研修管理委員会(会議)において意見交換をすることにより、自己点検・評価を行い、企業等の意見を取り入れる。							
㉔社会人が受講しやすい工夫:	・e-learning導入							
㉕ホームページ:	(URL) http://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/							

事務担当者名①	須戸 絢加	担当部署:	滋賀医科大学クオリティマネジメント課病院研修係
事務担当者名②	岡田 理紗子		
事務担当者 連絡先:	(電話番号)	077-548-3573	
	(担当係E-mail)	tokutei@belle.shiga-med.ac.jp	
	(担当者①E-mail)		
	(担当者②E-mail)		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
 * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。